

広報ひがしらかわ



2月15日から17日の3日間、東白川中学校1年生
が高山市の乗鞍青少年交流の家で行なったスキー研修
の様子。

今月の村長室から

○三月を迎えて

学校では卒業式、職場や団体も新旧交代の月を迎えそれぞれの立場で寂しさの中にも希望を感じる月でもあります。

村長としては「また人口が減るのか」との思いと「研鑽を積んでたくましくなつて帰ってきて欲しい」との思いが交錯します。安心・安全で美しく住みよい東白川村にして帰りを待ちたいと考えています。

○平成二十四年度予算について

昨年度までに荒廃農地が増えないように、農地を借りて作物を作つて頂く方に補助金を出す農地流動化事業、太陽光発電設置に対する補助金、住宅の新築や改築に対する助成等の施策を実施してきました。これらの事業は今後も増額と継続をしていきたいと思つています。

平成二十四年度の新しい施策は予算が成立してから皆さんにお知らせしますので、ぜひ利用して頂きたいと思つています。助成事業は多くありますので、どうか早く情報をつかみ利用して下さい。

○火災予防運動について

火災が発生しやすい時期を迎へ、春の火災予防運動が三月一日から七日まで実施されました。この期間に限らず火事には十分ご注意頂くと共に交通事故にもくれぐれも気を付けて下さい。暖かくなり忙しくなってきます。体調にも注意をお過ごし下さい。

3



知りたい情報を手元に

情報配信サービス「東白川メール」 4月1日からサービス開始

村では、災害や緊急時のお知らせを登録した方に電子メールを使って配信する「メール配信サービス」を開始します。

■配信情報…配信する情報はこの他にも随時追加される予定です。

緊急災害情報	・災害時避難情報	・災害時交通情報
防犯安全情報	・不審者情報 ・食中毒情報	・オレオレ詐欺情報 ・不審者情報
保育園関連情報	・警報時休園情報 ・帰宅訓練情報	・警報時帰宅情報

■豪雨災害の教訓を生かして

昨年9月に発生した豪雨災害では、村全体に避難勧告が発令されました。各集落に避難所が開設され不安な夜を過ごされた方也有ったと思います。

村が指定する避難所の中にはテレビやラジオ、有線放送告知端末などの機器が設置されていない場所もあり、情報を得にくい場所があることを認識しました。また、今まで仕事で村外に出かけている方が通行止めや、迂回などの交通情報を得る方法がありませんでした。

このように有線告知放送だけに頼るこれまでの情報伝達では、村民の皆さんが必要な情報をどこでもすぐに受け取れる手段がなく、不十分であると考えられます。

そこで最初の取り組みとして、村の様々な情報を携帯電話などに電子メールを使ってお知らせするサービスを始めることになりました。

■メール配信サービスの利用には登録が必要です

- ・本サービスを利用するためには登録が必要です。次のページの手順を参考に登録をお願いします。
- ・追加された情報の配信を受けるには、その都度設定の変更が必要です。
- ・携帯電話でご利用の場合、別途通信料が発生します。電話会社、契約内容により料金の違いはありますので、了解の上登録して下さい。
- ・携帯電話での迷惑メール設定をされている方は、「sg-m.jp」ドメインからの受信を許可し、URL付きのメールを許可する設定にして下さい。
- ・このサービスで配信されたメールに対して返信することは出来ません。
- ・1人につき1登録を原則とします。

■お問合せ

ご不明な点は役場 総務課行政係（内線230）まで

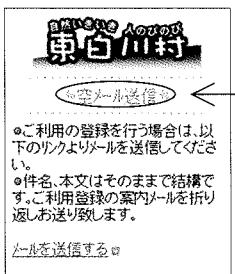
登録方法

メールアドレスの仮登録

- ①次のURLに接続するか、右のQRコードを読み込んで下さい。
<https://service.sugumail.com/higashishirakawa/>



②下のページが表示されたら「空メール送信」を選択して下さい。するとメール作成画面が表示されるので何も手を加えずにそのまま送信して下さい。



③折り返し「仮登録完了」のメールが届きます。メールに記載されたURLから本登録に進んで下さい。

ご利用ありがとうございます。
仮登録が完了致しました。
下記のURLにアクセスして、詳細情報をご登録下さい。

本登録はコチラからお願いします。
<https://service.sugumail.com/higashishirakawa-ichi/m/u/n/72e063fab0b9dd1a3f01f62b2708c125>

尚、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

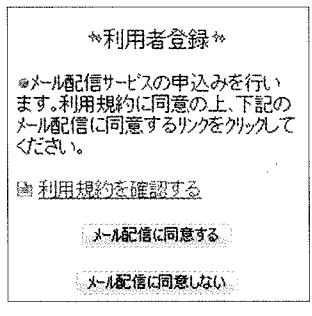
東白川役場

※①、②の手順は次の宛先に、空メールを送信することで省略できます。

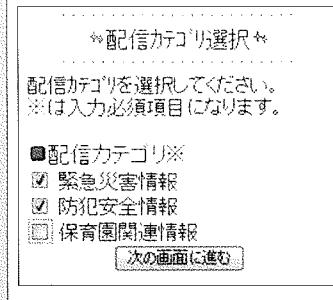
t-higashishirakawa@sg-m.jp

本登録

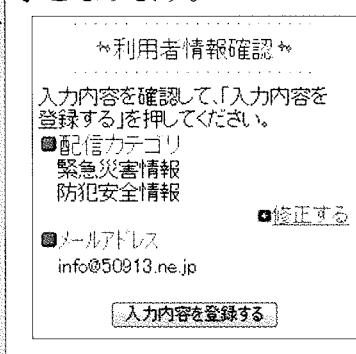
④下のページが表示されたら、まず「利用規約を確認する」からの利用規約を確認して下さい。同意頂けましたら「メール配信に同意する」から次の手順に進んで下さい。



⑤次に配信カテゴリ選択画面が表示されます。メール配信を希望する情報の種類ににチェックを入れ、「次へ進む」から次の手順へ進んで下さい。(複数選択可)



⑥手順⑤でチェックを入れた配信情報と、利用者のメールアドレスが表示されます。誤りが無ければ「入力内容を登録する」を選択して下さい。これで登録完了となります。



※利用者情報、配信を希望する情報の変更やサービスの退会は受信メールの最後に記載されたURLから行なって下さい。

※パソコンを使って受信を希望の方は、次のURLのページから登録をして下さい。

<https://service.sugumail.com/higashishirakawa/member/>

できごと情報

○一年の学習成果を発表

—ふるさと学習発表会—

「伝え、未来につなげる」をスローガンに、一月二十六日中学校でふるさと学習発表会が行われました。



進路について発表した2年生

一年生は緑化少年団活動を通して学んだこと、二年生は篠島での伊勢湾研修と村内での職場体験学習、三年生は修学旅行での企業訪問で学んだことなど年間を通じて取り組むテーマは学年ごとに決まっています。発表では映像やスライド、寸劇を取り入れるなどして分かりやすくする工夫が見られ、保護者や来賓の前で堂々と発表する姿は自信にあふっていました。



展示品に見入る参加者

○村外で文化・芸術と触れ合い

—お出かけ公民館講座—



芸術や文化に親しむ機会を増やそうと昨年から始まった「お出かけ公民館講座」が二月十六日に行われ、十九人が参加しました。

見学先は、一月にリニューアルオープンした岐阜県美術館で開催されている「第六回円空大賞展」です。

「円空大賞」は平成十一年に岐阜県が創設し、地域の伝統に根ざしながら独創的な芸術を創造する芸術家に贈られる賞です。

自然破壊によつて焼け出された木材に彫刻を施した作品や石を使って心象風景を作り出した受賞作に参加者は興味深く見入っていました。

○どれだけ跳べたかな?

—保育園なわとび会—

みつば保育園冬の恒例行事「なわとび会」が、二月十七日に行われました。

冬場の体力維持を目的に行われるなわとび会に向け一月から本格的に練習を重ねてきた園児たちは、一回でも多く跳んで記録を更新しようとしたり、年長児は後ろ跳び等の少し難しい跳び方に挑戦するなど頑張る姿が見られました。また廻りで見守る園児からは「がんばれ」と熱い声援が送られました。

会の終わりには、その日の一番多く跳んだ回数を記入した賞状と手作りのメダルが渡され、子ども達は満足そうでした。

「おしゃべりタイム」ではリラックスした雰囲気の中でじっくり交流を深めると共に、子どもと一緒にダンスをしたり紙粘土を使って工作をしたりするなど充実した時間を過ごしました。

二歳頃が人格形成において一番大切な時期という報告もあり、支援室では参加者にアンケート調査を行つて事業内容を見直し、村の宝である子ども達の健やかな成長を継続して支援していきます。

○お母さん同士の交流を

—おしゃべりサロン—



お母さんと一緒に

ひがししらかわ



様々な取り組みと成果を交流

○子ども達の健康を考え

—学校保健会実践報告会—

村では乳幼児期から中学生になるまでの一貫した保健指導と家庭への働きかけを充実させるため、東白川村学校保健会を設置しています。二月十四日に行われた実践報告会には、学校、保育園、P.T.A、保健関係者などが参加し、「望ましい生活習慣の定着と食のあり方」を中心とした一年間の取り組みの成果や今後の課題などを報告しました。

講評を行つた北川国保診療所長は「生活のリズムを作り出すには規則正しい生活が重要であり、子どもの発達段階に応じたきめ細かい指導が必要だと思います」と話しました。



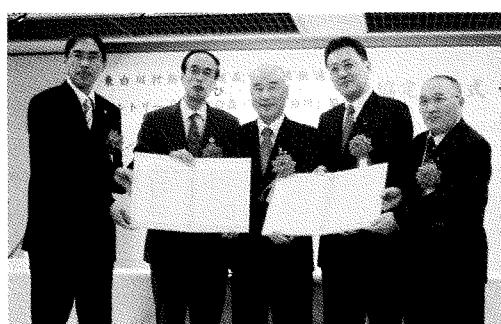
調理実習に取り組む参加者

○健康を意識した食生活を

—ヘルシー講座—

月十七日保健福祉センターで開かれ、健康に不安を抱える五名が参加しました。

この日は減塩と血中脂質を下げ更に栄養バランスを考えた「野菜たっぷりヘルシーメニュー」として、鶏肉の照り焼きわさび風味、きのこスープ、カラフルサラダなどを作りました。参加者は塩分を控えた食事に戸惑つていましたが、だしを濃い目に取ることで薄味でも美味しくなることや食後の運動が血糖値を下げるなどを学びました。



調印を終えた代表者

○二つの森林整備協定締結

—三月一日協定締結式—

村と県、企業等が連携して新巣地域の村有林と国有林の森林整備を進める二つの協定の締結式が行われました。

一つは、岐阜森林管理署、東白川村森林組合、県可茂農林事務所との「東白川新巣地域森林整備推進協定」で、国有林、村有林、民有林の計五百八十ヘクタールを対象に、作業路網の整備や間伐に取り組むものです。

もう一つはサントリーホールディングス株式会社、県と結んだ「企業との協働による生きた森づくり協定」です。

この企業は、飲料水を作るうえで

月十七日保健福祉センターで開かれ、健康に不安を抱える五名が参加しました。

この日は減塩と血中脂質を下げ更に栄養バランスを考えた「野菜たっぷりヘルシーメニュー」として、鶏肉の照り焼きわさび風味、きのこスープ、カラフルサラダなどを作りました。参加者は塩分を控えた食事に戸惑つっていましたが、だしを濃い目に取ることで薄味でも美味しくなることや食後の運動が血糖値を下げるなどを学びました。

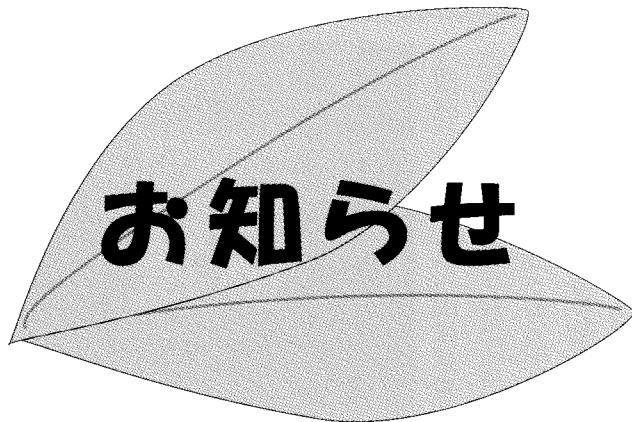
安江村長は、「村の森づくりにこそ協力いただくのはこの上ない喜びです。美しい自然、美しい水を共に守っていきたい」と話していました。

重要な水と水を育む自然関係との共生を目指した企業活動を推進しており、本村の他にも全国二十数か所ある工場の上流山林で協定を結んでいます。

今回の対象は村有林百六十七ヘクタールで、新巣地域の国有林についてはすでに国と協定を結んでおり、対象地域を拡大させた形となります。

この協定により、村とメーカーが協力し村有林を、水を蓄える、洪水を防止するといった機能が高い森へ育てます。また、色々な生き物が生息できる状態を守り、人と自然が接することが出来る森づくりを行つていきます。

締結式では安江村長、中岡岐阜森林管理署長、加藤可茂農林事務所長、サントリーホールディングスの上田工コ戦略本部長、高木森林組合長らが調印を行いました。また、調印に用いられた協定書はヒノキで作成されており、今回の締結式にふさわしいものとなっています。



子育てママの会 4月開館日

日	月	火	水	木	金	土
1	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
8	(9)	10	11	12	13	(14)
15	16	17	18	19	20	(21)
22	(23)	24	25	26	27	(28)
29	(30)					

○が開館日です

森林の取得には届出が必要になります

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をして下さい。

■お問合せ

- ・役場 産業建設課林務商工係（内線271）
- ・岐阜県 林政課森林調査担当

TEL：058-272-8470 FAX：058-278-2702

新ぎふっこカードが配布されます

現在利用されている「ぎふっこカード」は平成24年3月31日が有効期限です。

新しいカードは、保育園、小・中・高等学校を通じて配布されます。

お子さんが未就園児の世帯の方は、役場村民課窓口で行いますので保険証、母子健康手帳等を提示して下さい。

古いカードは各ご家庭で廃棄をお願いします。

■配布対象者

- ・県内在住の子どもで、来年度末に18歳以下である方がいる家庭（日本国籍を持たない方を含む）
- ・妊娠中の方がいる家庭

■お問合せ

- ・役場 村民課住民係（内線121）
- ・岐阜県 環境生活部少子化対策課

TEL：058-272-8077 FAX：058-271-2880

税に関するお知らせ

個人住民税の税制改正

個人住民税の扶養控除が変わります

平成22年度の税制改正により、平成24年から個人住民税の扶養控除が改正されます。

改正内容

- ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）が廃止されます。
- ・16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円となります。

清流の国ぎふ森林・環境税導入

平成24年4月からスタートします

岐阜県は、県内の環境保全に対する意識の高まりと森林・環境対策の必要性から、豊かな自然環境の保全と再生に向けた取り組みを推進するための費用を、県民の皆様に等しくご負担いただく「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入します。

森林・環境税に関するお問合せ先

税の仕組みについて…岐阜県 総務部税務課

電話：058-272-1153 FAX：058-271-3711

税の使いみち（森林）について

…岐阜県 林政部林政課

電話：058-272-8470 FAX：058-278-2702

税の使いみち（環境）について

…岐阜県 環境生活部環境生活政策課

電話：058-272-8202 FAX：058-278-2605

軽自動車の課税について

乗っていない軽自動車の処分は3月末までに

軽自動車は、4月1日時点での所有していると税金がかかるため、乗っていない軽自動車は3月31日までに廃車にしましょう。

■お問合せ 村民課税務係（内線130）



2/1～2/29

(敬称略)

○誕生おめでとうございます

壱崎 雪月

(真一・悠里 神付)

小松 優斗

(亮太・えり 柏本)

○お悔やみ申し上げます

安江富子 78歳(大明神)

今井健吾 81歳(日向)

村雲計明 68歳(下親田)

村雲一仁 71歳(平)

桂川まつへ 97歳(陰地)

今井覺 77歳(平)

松岡弘 87歳(陰地)

ありがとうございました
御寄付

2/1～2/29

(敬称略)

【東白川村】

金10万円…キリスト兄弟団
一宮教会(一宮市)

■ふるさと思いやり基金指定

金23万円

…UBS証券会社(東京都)

■教育委員会子育て支援室指定

金10万円…牧野由貴子(日向)

■医療・保健福祉部門指定

金2万円…後藤好史(陰地)

金5万円…今井由里(平)

蘭の花…内木慶福(中津川市)

■保育園指定

金10万円…牧野由貴子(日向)

【社会福祉協議会】

金10万円…牧野由貴子(日向)

金5万円…今井由里(平)

金5万円…匿名

洗濯用洗剤…河田廣道(西洞)

雑巾、清拭布…今井としゑ(黒渕)

清拭布、タオル、古切手

…島倉淑子(下親田)

古切手…樋口美佐枝(西洞)

古切手…匿名

「みのかも定住自立圏つながる事業」説明会開催

みのかも定住自立圏では、圏域のブランド力を高める商品の開発や地域の社会貢献活動を支援します。この事業に感心のある方は、ぜひ次の説明会に出席して下さい。

①4月8日(日) 14時30分～17時

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1 みのかも文化の森研修室

②4月10日(火) 18時30分～21時

美濃加茂市太田町3425-1 生涯学習センター201号

申込み・お問合せ 申込期限 4月6日(金)

美濃加茂市 地域振興課定住自立圏推進室 TEL:0574-25-2111

対象者・団体の条件

1. 国または他の地方公共団体から補助金等を受けていないこと
2. 圏域市町村で活動しているか、または活動を考えている団体又は事業者であること
3. 会員が5人以上で半数以上が圏域市町村に居住、通勤、通学していること
4. 補助金の請求時に1人以上が美濃加茂市に居住、通勤、通学していること
5. 対象となった事業を実施し、完了すること
6. 政治活動、宗教活動および公益を害する活動でないこと
7. 暴力的不法行為者、圏域市町村の一般競争入札の参加制限者、圏域市町村の税の滞納者でないこと

特別弔慰金・給付金のお知らせ

第九回特別弔慰金

請求受付期限は、平成24年4月2日(月)

※請求期間を過ぎますと特別弔慰金を受けられなくなりますので、期限までに手続きをするよう十分ご注意下さい。

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けていた方(戦没者等の妻や父母等)が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付の受給権を有するご遺族がない場合、次に順位が高いご遺族お1人に支給されます。

■対象…戦没者等の死亡当時のご遺族

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹など

■支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債で支給。

■お問合せ

役場 村民課住民係(内線120)

戦後強制抑留者に対する特別給付金

請求受付期限は、平成24年3月31日(土)

■支給対象

戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有する方

■請求・お問合せ

(独)平和祈念事業特別基金 TEL:0570-059-204(ナビダイヤル)

(IP電話・PHSからは03-5860-2748へ)

受付は、平日及び平成24年3月31日(土)の9:00～18:00

高額な外来診療を受ける皆さんへ

現在入院療養において高額療養費の現物給付が行われていますが、平成二十四年四月一日から外来療養についても現物給付化が導入されることになりました。

七十歳未満の方と七十歳以上の非課税世帯などの方は、事前に限度額適用認定証等の交付を受ける必要があります。

○お問合せ先

その他詳細については役場村民課住民係（内線一二〇）

※用語解説

○高額療養費制度

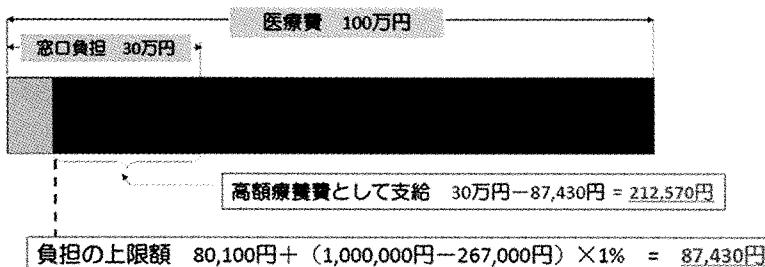
医療費の家計負担が重くならないよう、一か月単位で医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が一定額を超えた場合、一旦窓口ではお支払い頂き、後程その超えた金額が支給される制度です。

○現物給付

高額療養費制度には、事前に医療保険者に届け出をして交付された「認定証」などの提示により、医療機関等の窓口での自己負担限度額を超える分の支払が必要になる「現物給付」があります。

<例>

100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



→ 212,570円を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円となります。

短歌



春浅く 河原に立てる 釣り人の

寒さこの身に 伝い来るごとし 今井米子

ざらめ雪 搖き分けて摘む 路の薹

我が指先に 春伝えくる 今井光彦

窓を開け 春一杯の 空気吸い

長かつた冬に さよならを告ぐ 菊田良香

谷汲の 高き石だん ゆつくりと

踏みしめ上がる 八十五の春 菊田清美

朝もやに 未だ点りたる 街灯の

明りににじむ 確かなる春 小林道子

八十の 記念にと嫁に 支えられ

春立つ伊勢の 玉砂利を踏む 田口かずみ

ひよも来ず 玉美豊けき 南天は

春日を浴びて 輝やきて居り 安江澄

朝夕の 閑かな一刻 不図思う

励みし歳月 昨日の如し 安江守平

スーパーに バイトの学生 帰り来ぬ

魚の匂い 身に付けしまま 安江とくよ

歌会も 吟行もなき 杖の吾

橋の向こうに 土の歌がある 安江嘉子

(平成十九年発行 木の実会短歌集【第一集】から)

編集後記

人日の動き

平成二十三年三月十一日、東日本を襲ったあの大地震が発生してから、早くも一年が経過しました。	
世帯数	867世帯
□(男1,287人 女1,395人)	2,682人
人口(入出生亡)	8人8人2人7人
転転出死	5人減45人減

改めて、震災で亡くなられた皆さまのご冥福を心からお祈りすると共に、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。

また、この地域でも東海・東南海地震の発生が危惧されており、被害も甚大なものになると予想されます。自分と周囲の人々のためにも、この機会に改めて自分が出来る「防災」を意識していきたいと思いました。(H)